

行政調査新聞社
 〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東三丁目八番地十三
 TEL 049(237)5431 FAX 049(237)5432
 http://www.gyouseinews.com/
 東和銀行霞ヶ関支店 普通口座 3009607
 ギョウセイチョウサンブンシャ(行政調査新聞社)
 社主 松本州弘
 毎月一回 22日発行
 一般購読費……………一ヶ月 1万2千円
 賛助購読費……………一ヶ月 3万円
 賛助会員購読費……………一ヶ月 6万円
 特別購読費……………一ヶ月 12万円

行政調査新聞

平成24年(2012年)

9月号

行政調査新聞は、地域住民の権利を擁護し、行政と公共機関の横暴に対して断固たるメスを振るう新聞です。

川越市のミステリー！誰も知らない「私道舗装整備要綱」の怪！

小野澤康弘市議の無謀な要望(中院所有私道の無償工事)のために 市長が決裁した杜撰な「私道無償舗装・採納免除の新規制度」！

川合市政のスローガン、その実態は「改悪・不公正・非公開」そのものだ！

さる9月上旬、本紙に1通の投書が寄せられた。「川合市長と飲酒をともにする有力市議」が平成21年の5月、川越市建設部に圧力を掛け、中院所有の私道を全面舗装するよう迫った、というものであった。

この有力市議とはいうまでもなく小野澤康弘市議。調査の過程で判明したのは「川越市私道舗装整備要綱」の存在。何とこの要綱、策定から約2年半を経ても市民に公開されておらず、内容もずさん極まりない代物なのだ。

川合善明市長と小野澤康弘市議の特別な親交は周知の事

実。だが小野澤市議の「要望」を通す目的のため、川合市長が担当部署に圧力をかけ、市民に公開できない「要綱」を急遽作成したとなれば、もはや「現役市長と市長派議員の蜜月関係」どころか、そこにあるのは濃厚な利益供与の疑いだ…。

澤康弘川越市議会議員の斡旋によって、中院所有の私道(小仙波町5丁目15-3ほか)の「工事要望書」が川越市に提出されている。

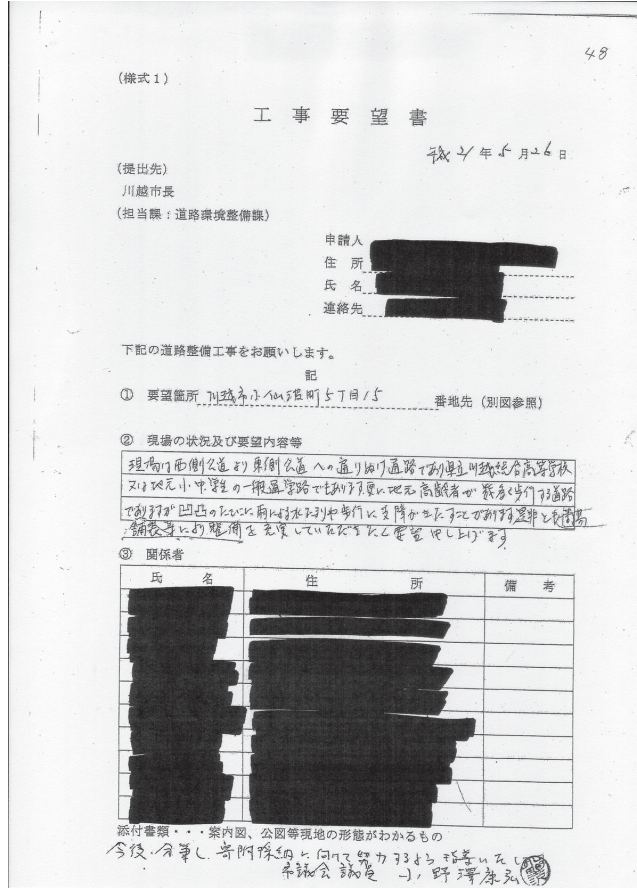
まずはこの工事要望書をご覧ください。

工事要望書の「現場の状況及び要望内容等」の項には、小野澤市議の手による説明が記されている。また工事申請人と関係者の住所氏名は墨塗りされているものの、この道路が中院の私道である以上、申請人は中院以外にありえない。また関係者とはこの私道沿いに居住する住民であることは自明だ。

「寄附採納なければ工事なし」(市建設部道路環境整備課)だが中院の私道は市の工事後も「寄附採納なし」

川越市小仙波町にある天台宗の別格本山「中院」と、東照宮中院通りとの間に位置する幅3.5メートルの細い道路沿いに、本紙への投書が示す「有力市議」、すなわち小野澤康弘市議の実家がある。

投書の内容を調べると、確かに平成21年5月26日、小野澤



平成21年5月26日、市に提出された要望書。この道路が中院の私道である以上、申請人は黒塗りされているものの、中院以外にありえない。書類下部には小野澤市議の署名捺印とともに「今後、分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導致します」と記されている。

またこの申請書の欄外には、「今後、分筆し寄附採納に向けて努力するよう指導いたします。」と記され、「市議会議員 小野澤康弘」の署名捺印が見える。

「採納」とは「寄附」(無償で提供すること)の要望が出されたものを、市が受け入れること。採納された道路は公道となり、舗装や側溝の整備・修繕、将来にわたる管理を市が行うことになる。



市が無償工事した、小野澤市議の実家邸前の中院所有の私道。平成22年9月に完工したこの舗装工事、施行延長は約143メートル、施行費用は税込み2,321,505円(設計変更後2,880,651円)。そのすべてが市民の税金で賄われた。

本末転倒！工事申請には寄附採納が条件なのに 完工後に「分筆し寄附採納に向けて努力するよう指導…」

先に述べたとおり、工事要望書の欄外には小野澤市議が「今後、分筆し寄附採納に向けて努力するよう指導いたします」と記している。

工事申請者は中院。私道は中院の所有物だからだ。工事申請には寄附採納が条件。な

「これまで私道の舗装要望については、舗装完了後に当該私道を市に採納することが施行条件であることを要望者に説明し、応諾の回答を得てから工事を施行してきた。市の私道に関するこの基本姿勢は、現在(平成24年9月中旬)も変わっていない」(川越市建設部道路環境整備課)

寄附採納あれば工事あり。寄附採納なければ工事なし。私道整備に対する川越市の基本姿勢とは、この二者択一というのである。

ところが実際の工事は平成22年の晩夏に行われ、問題の私道は全面舗装が完了。しかも現在もおお、ここは私道のままなのだ。

らば、この「努力するよう指導」という謎めいた一文は何を意味しているのか。

つまり、私道の舗装整備は「中院の希望」ではなかったのだ。中院は私道を寄附採納したくなく、だが沿道の住民に「雨による水たまりや歩行に支障をきたす」等を理由に、舗装整備を希望していた。こうした場合、通常なら沿道住民が中院に対し舗装整備を要望するはずだ。

川越市は小野澤市議のゴリ押しをなぜハネ付けなかったのか！ 小野澤市議と川合市長の個人的関係から拒否できなかった「庁内OB」

小野澤市議の署名捺印つき「工事要望書」は、直ちに所轄の建設部に下され、部長から道路環境整備課に廻された。審議の結果、やはり中院所有の私道の全面舗装は市に対する工事後の採納がないことがネックとなった。「採納に努力するよう指導する」という建前だけの文言で小野澤市議の要望に沿い、私道の完全舗装を安易に施行した場合、これが前例となり、以後それに類した私道舗装の要望をすべて川越市が満たさなければならぬ。

だが中院は寄附採納を拒否した。そこで住民に「関係者の最有力者である小野澤市議が登場。中院に対し「寄附採納しなくても税金で無償工事できるよう取り計らう」ことを約束し、同時に小野澤市議は市側に対して「分筆し寄附採納に向けて努力するよう指導する」と約束した。そうとしか、この要望書は解釈のしようがない。

建設部が苦悩していたことを憶えている。小野澤市議の庁内職員に対する威圧的言動は庁内に轟いていた。またちょうどこのころ、小野澤市議がなぜかたびたび建設部にやって来たことが目撃されている。

小野澤市議が提出した工事要望書の内容とは、本来ならば川越市は拒否しなければならぬはずのもの。にもかかわらず、何故はね付けることができなかったのか。

当時を知る庁内OBは本紙にこう証言する。「小野澤市議と川合市長の個人的関係から推測しても、これは拒否できない一件だった。証言は一致する。

が川合市長に無断で、市長の事前の了承もないうまま、中院の有する私道の舗装を、自らの意思だけで強引に担当課所

へ持ち込むことはあり得ない。このことは同時に「小野澤市議の恣意的要望を拒否せよ」という、川合市長からの指示

「私道の舗装工事を寄附採納なし・無償で完了させなければならぬ」「天の声」に屈せざるを得ない担当課の悲劇

もなかったことを意味する。このとき建設部道路環境整備課には、従来の公道の舗装工事という安易な内部措置で済ますことのできない壁が立ちあがっていた。「小野澤市議の要求に沿って、当該私道の舗装工事を寄附採納なし・無償で完了させなければならぬ」というテーマは、担当課にとつて市長の意思が介在する、まさに「天の声」に等しいものだった。

川越市としては、小野澤市議の要望を丸呑みすることは不可能であった。だからといって小野澤市議の要望を黙認する川合市長の無言の圧力

にも抗しきれない。「私道の全面舗装」と、「川越市全額負担の工事」の着手を可能にする、というこれらの条件を満たすには、新規事業としての制度作り、「要綱作り」から始めなければならなかった。「川越市私道舗装整備要綱」が、まさにそれである。

小野澤市議の要望のために秘密裡に策定された私道無償舗装・採納免除の新規制度

「川越市私道舗装整備要綱」の建設部道路環境整備課はこの新要綱を作成し、オンラインで公表された制度に見せかけることにより、小野澤市議の要望をクリアできるとする解決策を川合市長に報告し、市長の了承を得ている。新規制度の要綱を公表する、ということは、相当量の予算が必要となる仕組みを立案することになる。市役所の一部局の判断のみで、安易にこうしたリスクを選択するはずがない。そのためこの新要綱は平成22年1月の市長決裁を経て、同年2月1日から施行されている。工事要望書が提出された平成21年5月末から約8ヶ月後のことである。

だが、驚いたことにこの新要綱、施行から2年半以上を経た現在も、未だに市民には公開されていないのだ。また施行3ヶ月以前（平成21年11月～平成22年1月）の「広報川越」を確認して

も、制度利用呼びかけ記事は掲載されていない。それどころか、小野澤市議以外の市議でさえ、この要綱の存在を知らされていないのだ。

行政執行部との議論も経ず、議会の承認も得ないまま「私道の全面舗装を市側の全額負担とし、さらに採納を免除する」という新要綱をいとも簡単に定めたことは、それを許容する背景、すなわち市長の了承がなければ出来ないことである。

それにもかかわらず、この新要綱に従えば、市民から要望される私道の舗装は「その大部分が許されるなら私道はすべて無償舗装・採納免除だ！」

新要綱の全文はかこみを参照していただくとして、ここでは急遽策定された、ずさんな中味を検証してみたい。

第3条には「舗装整備の対象となる私道は、市に採納する事が困難と認められ、かつ次の各号に掲げる要件を備えているものとする」とある。

ここにひとつのポイントがある。先述の通り建設部の基本姿勢は「寄附採納なければ工事なし」。採納が困難であれば、本来ならば工事はできない。

「市に採納する事が困難と認められ」とは、一体何の話だ？これが許されるなら私道はすべて無償舗装・採納免除だ！

定するのか。先の工事要望書を合わせてみれば、この文言は明白に「所有者（中院）が寄附採納を拒否した場合」であろう。そしてこの「困難」とは、小野澤市議が「（中院に対し）努力するよう指導」すれば解決する類のものなの

だ。この「困難」が「困難」とは、小野澤市議が「（中院に対し）努力するよう指導」すれば解決する類のものなの

でもない。市はこの要綱でダブルスタンダードを掲げたのである。こうした馬鹿げた但し書きを付加した、という事実だけでも、建設部道路環境整備課の「苦悩」が看取れるのではない。

第3条（1）の「幅員4メートル以上が確保されている」とも問題だ。というのも、中院所有の私道は幅員3.5メートル。中院および住民による「私道舗装申請書」にすら、私道の

幅員4メートル以上が確保されている」とも問題だ。というのも、中院所有の私道は幅員3.5メートル。中院および住民による「私道舗装申請書」にすら、私道の

幅員4メートル以上が確保されている」とも問題だ。というのも、中院所有の私道は幅員3.5メートル。中院および住民による「私道舗装申請書」にすら、私道の

幅員4メートル以上が確保されている」とも問題だ。というのも、中院所有の私道は幅員3.5メートル。中院および住民による「私道舗装申請書」にすら、私道の

幅員4メートル以上が確保されている」とも問題だ。というのも、中院所有の私道は幅員3.5メートル。中院および住民による「私道舗装申請書」にすら、私道の

幅員4メートル以上が確保されている」とも問題だ。というのも、中院所有の私道は幅員3.5メートル。中院および住民による「私道舗装申請書」にすら、私道の

川越市私道舗装整備要綱

(目的)
 第1条 この要綱は、市内にある私道のうち一定の要件を満たすものについて、予算の範囲内で舗装整備を行うことにより、市民の生活環境の改善及び利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)
 第2条 この要綱において、私道とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する位地指定道路並びに同法第44条及び第45条の規定の適用を受ける私道をいう。

(舗装整備の対象)
 第3条 舗装整備の対象となる私道は、市に採納する事が困難と認められ、かつ、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。
 (1) 幅員4メートル以上が確保されていて、かつ、私道の形態で登記上分筆されていること。
 (2) 当該私道の利用戸数がおおむね5戸以上であること。
 (3) 昭和49年5月31日以前に前条の規定による指定を受けていること。
 (4) 原則として当該私道の所有者全員及び沿線住民全員の承諾並びに隣接者全員の同意が得られていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する私道は舗装整備の対象としないものとする。
 (1) 法人が独自で所有している私道(ただし、公益法人は除く。)
 (2) 土地区画整理事業地内の私道
 (3) 専ら営利を目的とする事業に使用されている私道
 (4) 将来にわたって継続して使用することができない私道

3 前2項の規定にかかわらず、道路環境、利用状況、道路幅員その他の要件を考慮し、整備すべきであると特に 市長が認めたものについては、この限りでない。

(舗装整備の範囲)
 第4条 舗装整備の範囲は、私道の現況に応じた路盤工及びアスファルト舗装工とし、側溝等の排水施設を除く。ただし、申請者の負担による場合は、併せて整備することができるものとする。

(申請)
 第5条 私道の舗装整備を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、私道舗装整備申請書(様式第1号)及び私道舗装整備同意確約書(様式2号)に関係書類を添付し、市長に申請するものとする。

(決定)
 第6条 市長は、舗装整備の実施を決定したときは、私道舗装整備対象通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(維持管理等)
 第7条 市長は、私道の舗装整備が完了したときは、私道舗装整備引継書(様式第4号)を作成し、申請者に当該私道の維持管理の引継を行うものとする。

2 かし担保期間は1年とする。
 3 私道の土地所有者が所有権を移転する場合は、維持管理について次の所有者 に引き継ぐものとする。
 4 この要綱に基づき舗装整備を実施した私道については、第1項の規定に基づき引継ぎをした日から20年間私道の舗装整備について申請することができない。

(その他)
 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則
 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

「川越市私道舗装整備要綱」。施行から約2年半を経た現在も一般公開されていない。川越市に代わって本紙が紙幅を割き、市民に初公開する。

幅員は3.5メートルと記載されている。小野澤市議が提出した「要望」とは、市議のためだけに川越市が自ら新たに定めた要綱にさえ違反しているのだ。

「…整備すべきであると特に市長が認めたもの…」がそれだ。だが、特に必要性の検討がなされたという裏付け資料は、現在のところ提示されていない。

い。私道整備に関して他の多くの自治体で実施されているのは「助成制度」。申請者も応分の工事費負担が求められる。だが川越市の新要綱が定めているのは助成制度ではなく、また申請者の負担に関する部分は、第4条の側溝等の

排水施設を「申請者の負担による場合は、併せて整備する」と記しているに過ぎない。つまり事実上「申請者の一部費用負担」「工事の交渉・発注・契約から完了までの手続き」「工事費立替え」などが、すべて免除されると解釈する

この新要綱の存在は、本紙への投書にある「川合市長と飲酒をともしする有力市議が平成21年の5月、川越市建設部に圧力を掛け、中院所有の私道を全面舗装しようとした」という内容と合致する。先述の通り、この新要綱は

平成24年9月現在も、市民に対し公開されていない。川越市に確認したところ「非公開の要綱というものはない」。だが公開されていない要綱の存在を、市民は知る由もない。新要綱を2年半も公開していないのは、少なくとも「公開

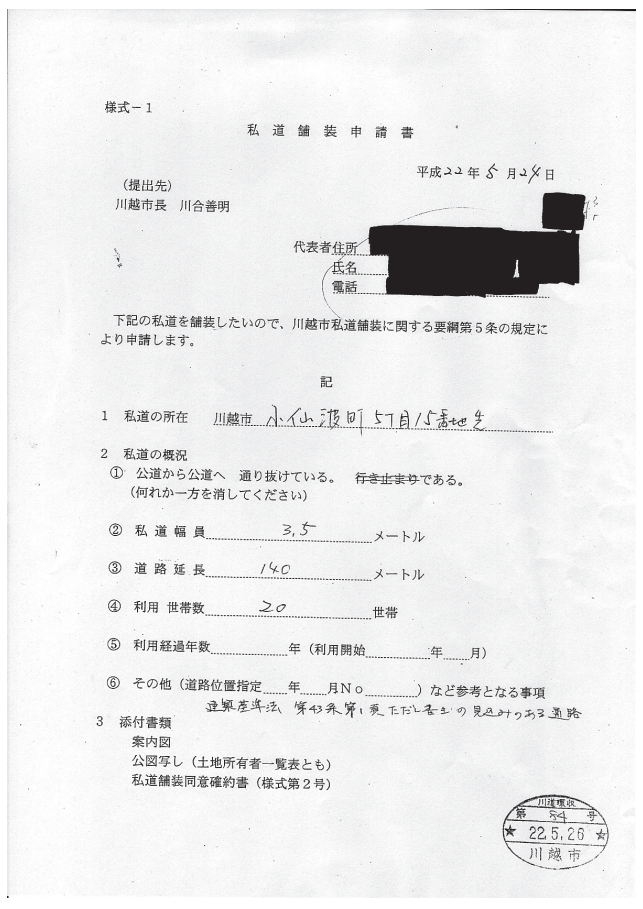
したくない」意思が市にあるからだろう。担当課長・建設部長クラスの間でこのような新要綱を公表したならば、市民による私道無償舗装・採納免除の依頼が続出し、膨大な出費が予想される。建設部が安易に公

市で初めての私道整備に関する制度を「要綱」という形で目立たぬよう隠蔽

ここできてしまっているのだ。さらにこの新要綱には、「手引き」や「運用の基準」等、要綱の細則すらない。中核市とは思えない、極めてずさんで粗雑なもの。この要綱が「ある特定人物のために急遽、秘密裡に作成された」ものであることが見え見え、とも言える内容だ。

ここで、この要綱の問題点をまとめてみよう。

1.. 私道の全面舗装を市側の全額負担とし、さらに採納を免除するもの。建設部の方針とまったく異なる、市の完全ダブルスタンダードであること(市に採納する事が困難と認められ…)。いま現在も川越市は、私道の舗装に関して舗装後の採納を条件としている(道路環境整備課)。



中院が川合市長に提出した「私道舗装申請書」。私道幅員には3.5メートルと記載されている。この工事のためだけに作られた「川越市私道舗装整備要綱」の要件さえ、この私道工事は満たしていないという、冗談のような申請を川越市は受理したのだ。

開したら、建設部長の首は確実に飛ぶ。そういう危険な性質をこの新要綱は持っているのだ。

たとえ規程の下位にある「要綱」であろうとも、川越市の私道整備に関して策定された、初めての制度だ。工事の規模や市民資産の移転（寄附採納）など、この要綱が含んでいる性質を勘案すると、本来ならば「要綱」で済ます内容ではない。

むしろ「公開したくなかった」からこそ、あえて「要綱」という、担当課によってはおびたしく有する下位ルールのなかに紛れ込ませ、その存在を目立たないように意図した。そう考えた方が妥当か

工事要望書で、小野澤市議は中院の私道舗装について「凹凸のたびに雨による水たまりや歩行に支障がきたすことがあります」（原文ママ）を要望の理由としている。だが言うまでもなく、川越市に対して工事を要望するというのは、まったく筋違いな話だ。中院所有の私道を利用し、中院所有の住居地域に暮らす住民は、中院に対して地代を払い続けてきた人々。つまり中院の借地人である。彼らが道路の激しい破損に困っているのであれば、その責任の所在は100%、中院にある。中

「庁内で囁かれていた」この件は必ずバレルぞ！

訪神社所有の参道（川越市大字藤間157-1番地）がある。紙幅の都合上詳述は避けるが、この藤間の私道は「中院の私道と一緒にやりたい」との市側の意向により待たされたのか。そして、なぜ事実上隠蔽されつづけてきたのか。読者諸氏にも答えは明らかだろう。

「川越市私道舗装整備要綱」とは、小野澤市議の要望実現のために川合市長自らが、当時の建設部長に命じて担当課に作成させたもの。そして川合善明市長自ら決裁したものだ。市建設部道路環境整備課が要綱を作成してから今日に至る2年6ヶ月の間、施行された私道全面舗装は僅か2件のみ。中院の私道のほかに、諏訪神社参道の舗装改修工事を新要綱の施工実績に組み込むことで「採納を必要としない私道は他にもある」ことを既成事実化した形跡がありありと見てとれるのである。

小野澤康弘市議の無謀な要望をフォローする役割のため姑息な手段で新要綱に組み込まれたダミー工事である疑いが濃厚なのだ。

川合善明市長は就任後より現在まで「改革・公正・公開」を基本姿勢とし、2期目の市長選出馬表明でも、このスローガンを滔々と述べている。だが本当だろうか。

「川越市私道舗装整備要綱」で私道無償舗装・採納免除の「新規制度」を策定してしまっただが先述の通り建設部道路環境整備課はこれまでも、そしてこれからも「市は舗装の代価として私道の採納を所有者に要請する」という。市政にこうしたダブルスタンダードを生み出したことに、まずは「改悪」の言葉がふさわしい。

新要綱は、川越市では初めての私道整備に関するもの。思い業者にとって、小野澤市議はいわば窓口の役割」と口をそろえる。

川合善明市長と小野澤康弘市議は、ともに同じ小・中学校（川越市立第一小学校・中学校）に通った。いわば川合先輩と小野澤後輩である。この関係は青年会議所時代も続いた。そうしたことから川合善明氏が市長選に出馬した時点で、当時の啓政会（現・やまぶき会）に所属していた小野澤市議は、真っ先に川合陣営に組み込んだこともある。そして、小野澤市議の無理無体な工事要望書を受けた川合市長は、私道の舗装工事の無償提供と採納なしの特典で応えた。

「中院の私道」舗装工事費用約290万円を川合市長は即刻、市民に返納せよ！


「正体見たり！「改悪・不公正・非公開」の川合市政

本来なら「要綱」レベルで済まされる問題ではないほど、市財政にとっても重大な意味を持つ。こうした新要綱を議会にも諮らず、行政執行部内でとの討論もないまま、担当課に急遽作らせ市長が決裁した。これはなにより「不正」だ。

「改悪・不公正・非公開」の川合市長は、ただちに「中院の私道」舗装工事費用約290万円を、市民に返納しなければならぬ。そして、さん極まりない「川越市私道舗装整備要綱」を廃止し、建設部の基本方針と整合性を持つ新たな規程を策定しなければならぬ。

さもなければ、私道を保有する読者市民よ！いまこそ市に舗装工事の要望を提出しようではないか。川越市は無償ですべて受け付けてくれる。またその際に生じる財政的負担は、すべて川合市長が責任を持つ。

200万人の読者が見ています！
 ビッグニュースが盛り沢山
「インターネット行政調査新聞」
<http://www.gyouseinews.com/>



行政調査新聞では市民の皆様からの投書、投稿を募集しています。郷土・埼玉への建設的ご意見をお待ちしております

〒350-1103 埼玉県川越市霞ヶ関東 3-8-13
 行政調査新聞社
 TEL 049 (237) 5431 FAX 049 (237) 5432